

# 箕輪町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

令和2年6月10日

箕 輪 町

## 目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1	今後の農業の基本的な方向	1
2	効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保	1
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保	2
4	部門別誘導方向及び地域農業のあり方	3
第 2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	4
1	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	4
2	農業経営の指標	5
第 2 の 2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的 指標	8
1	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	8
2	農業経営の指標（新規就農）	8
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関 する目標	10
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標	10
2	農用地の利用関係の改善に関する事項	10
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項	11
1	利用権設定等促進事業に関する事項	11
2	農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	19
3	農地利用集積円滑化事業に関する事項	19
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	19
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	22
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関す る事項	23
7	その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業	23
8	新たな農業経営を営もうとする青年等の就農促進に向けた取組み	24
	附則	25
	別紙 1（第 4 の 1 -（1） -⑥関係）	26
	別紙 2（4 - 1 -（2）関係）	27
	箕輪町における年間農業所得の算出方法について	31

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

### 1 今後の農業の基本的な方向

箕輪町の農業は、水稻を中心に畜産、果樹、野菜、花卉、きのこを取り入れた複合経営農家や酪農専業経営農家が主体的に営農実践を進めており、安定的な経営が確立している。これは、生産基盤の充実と生産手段の近代化による省力化、農地保有合理化事業による集約化の効果により、経営規模の拡大が図られたことによるものである。

しかし、町の総農家数は平成27年（2015年）までの直近10年間で約26%減少しており、さらに内訳を見ると、農地利用の主力となる販売農家数は約30%も減少している。また、販売農家の高齢化率は、平成27年現在約65%にまで上昇しており、依然として離農や高齢化が進行している状況である。

このような中、町の農業の持続的な発展に向け、認定農業者等の戦略を持って経営を展開する中核的経営体を育成し、併せて「人・農地プラン」の実質化の取り組みを進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業の活用等により「人・農地プラン」で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を目指す。

### 2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営についての目標

農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう、県内の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するにあたり、その目標値を以下のとおり定める。

主たる従事者1人あたり 年間所得目標:530万円 年間労働時間:2,000時間
---

家族経営体では、経営主である主たる農業従事者1人に加え家族従事者（補助的従事者）1～2人及び繁忙期の雇用の確保により、1経営体あたり概ね800万円の年間農業所得を目指すものとする。

ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、1経営体あたり概ね450万円程度とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指すものとする。

組織経営体では、主たる従事者1人あたりの総支給額について、上記所得目標の実現を目指すものとする。

## (2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開する。

### ① 町の農業を支える中核的経営体の育成

町の自然環境や資源を活用し、経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、町の農業を支える中核的経営体が主力となる農業構造の構築を目指す。

そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いによって進める「人・農地プラン」の実質化及び実質化した「人・農地プラン」に基づく取り組みを通じ、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地をを明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進する。

### ② 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

少子・高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇的就業者を安定して確保することが必要である。

このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の確保・育成に向けた取り組みを地域と一体となって複層的に展開する。

## 3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

### ① 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられる。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模等を勘案し、以下のとおり定める。

主たる従事者1人あたり 年間所得目標:250万円 年間労働時間:2,000時間
---

### ② 新規就農者数の確保目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に確保・育成するため、独立・自営する新規就農者を毎年3名確保することを目標とする。

#### 4 部門別誘導方向と地域農業のあり方

##### (1) 部門別誘導方向

部門別に以下の対応を行うとともに、耕種と畜産の連携、自然の力を活かした環境農業やロボット技術・ICT 技術等活用によるスマート農業の推進、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等により、力強い農業構造の構築を進める。

##### ① 普通作物

地域の実情に応じて利用権設定及び農作業受委託の推進等による中核的経営体への利用集積を推進するとともに、米と麦・大豆・そばの複合経営の育成、消費者に選ばれる特徴ある高品質米の生産、実需者ニーズに対応した麦・大豆・そばの生産拡大、農業生産基盤の整備等により産地化を促進する。

##### ② 露地園芸作物

省力・機械化、新品目・新品種の導入、育苗等部分作業受委託の推進、条件整備と作付けの団地化、雇用労働力の調整とともに多様な需要に対応するマーケットインの生産や販路開拓の推進等を総合的に推進し、中核的経営体を中心とした産地の体質強化を促進する。

##### ③ 施設園芸作物

生産性の高い品目・作型の導入、低コスト省力生産技術・施設の導入、合理的集出荷流通体制の改善、資金と経営管理の改善等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上及び経営の安定化を図る。

##### ④ 畜産

消費者が求める安全・安心かつこだわりのある畜産物の生産と供給等による畜産物の高付加価値化や、経営の合理化等と併せて、自給飼料の増産と利用拡大による生産コストの低減、家畜にやさしい飼養管理の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用促進等を進め、経営基盤の強化と経営の安定化を図る。

##### (2) 地域農業のあり方

効率的かつ安定的な農業経営を行う中核的経営体が大宗を担う農業構造の構築を目指す一方で、兼業農家や高齢・自給的な農家、土地持ち非農家等農家の階層分化や減少が進行し、担い手が不在となっている地域では、農地利用や良好な農村景観等の維持が困難な状況が顕在化している。

これらの課題に対応するためには、人・農地プランの実質化を通じて、中核的経営体となる新規就農者の確保・育成の方針を明確にすることが必要である。

加えて、将来にわたり地域農業を維持・発展させるためには、地域の特性を生かした品目の導入や農産加工・直売の取り組み等による経営の複合化や多角化により所得確保を

目指す、高付加価値化に向けた検討も重要となる。

また、全産業分野で人手不足が顕著になる中、中核的経営体とその他の農業者が営農活動を補完し合う体制づくりとともに、定年退職者や子育て中の主婦層、農ある暮らしを志向する者など、多様な担い手の農業への参画等も重要な要素となる。

こうした観点を踏まえ、中山間地域等特に担い手が不足する地域においては、以下の①～②を基本に地域の実情に応じた方向性を定め、関係機関が一体となり、推進を図るものとする。

- ① 中核的経営体を目指す「家族経営体」の確保・育成を進める方向
- ② 集落等を基礎とし、地域の多様な農業者が参画し営農活動を行うとともに、農作業受託等を行う「集落営農の組織化」を進める方向

(注1)認定農業者：農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

### 1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

#### (1)生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進める。

#### (2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進する。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進する。

特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあつては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立する。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安定性と安定性の向上を図る。

#### (3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指す。

また、安全で快適な労働環境への改善を進めるほか、労働力補完制度や法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・労働保険・社会保険への加入及び福利厚生の実施等、他産業並みの就業条件の整備を図る。

2 農業経営の指標

(単位 : a(ha)、人、千円)

NO	営農類型	面積	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲+大豆+小麦	21ha	水稲 12.6ha、大豆 8.4ha、小麦 8.4ha	2.0	0.0	5,300	10,600	
2	水稲+小麦+そば	20ha	水稲 12ha、小麦 8ha、そば 8ha	2.0	0.0	5,300	10,600	
3	水稲+大豆+小麦+そば	27ha	水稲 12ha、大豆 5ha、小麦 5ha、そば 5ha	2.0	0.0	5,300	10,600	
4	りんご専作	220a	(普)ふじ 40a(新)ふじ 40a、スイート 40a、ゴールド 40a、リップ 30a	1.0	1.5	5,300	7,100	(普)普通樹 (新)新わい化
5	りんご+なし	200a	(普)ふじ 60a、(新)ゴールド 50a、スイート 20a、幸水 30a、南水 40a	1.0	1.5	5,300	7,100	(普)普通樹 (新)新わい化
6	りんご+ぶどう	220a	(新)ふじ 80a、ゴールド 80a、パープル 20a、巨峰(露地)40a	1.0	1.5	5,300	7,100	(新)新わい化
7	りんご+なし+スイカ	220a	(普)ふじ 30a・(新)ふじ 30a、スイート 35a、ゴールド 35a、幸水 35a、南水 35a、スイカ 20a	1.0	1.5	5,300	7,100	(普)普通樹 (新)新わい化
8	水稲+りんご+なし	250a	水稲 60a、スイート 50a、ゴールド 50a、(新)ふじ 50a、南水 40a	1.0	1.5	5,300	7,100	
9	りんご専作	130a	(新)ふじ 50a、リップ 40a、スイート 40a	1.0	0.5	3,500	4,100	中山間等条件不利地域
10	りんご+なし	115a	(新)ふじ 20a、スイート 40a、豊水 20a、南水 35a	1.0	0.5	3,500	4,100	中山間等条件不利地域
11	ぶどう専作	100a	シャイン(露地)50a、(加温)20a、無核巨峰 20a、パープル 10a	1.0	2.0	5,300	8,000	
12	アルストロメリア専作	60a	アルストロメリア 60a	1.0	1.5	5,300	7,100	
13	アルストロメリア+トルコギキョウ	50a	アルストロメリア 40a、トルコギキョウ 10a	1.0	1.5	5,300	7,100	
14	水稲+アルストロメリア	150a	水稲 100a、アルストロメリア 50a	1.0	1.5	5,300	7,100	
15	水稲+アスパラ+トマト	190a	水稲 100a、アスパラ 70a、トマト 20a	1.0	2.0	5,300	7,700	
16	水稲+アスパラ+ブロッコリー	230a	水稲 100a、アスパラ 70a、ブロッコリー60a	1.0	2.0	5,300	7,700	
17	水稲+アスパラ+スイートコーン+ブロッコリー	220a	水稲 60a、アスパラ 70a、スイートコーン 50a、ブロッコリー 40a	1.0	2.0	5,300	7,700	
18	アスパラ+ブロッコリー+白ねぎ	200a	アスパラ 80a、ブロッコリー60a、白ねぎ 60a	1.0	1.5	5,300	7,100	
19	ぶなしめじ専作	—	ぶなしめじ 20 万本×3 回転	1.0	1.5	5,300	7,100	
20	酪農専業	—	経産牛 50 頭、育成牛 24 頭	1.0	2.0	5,300	7,700	
21	水稲+酪農	—	水稲 1ha、経産牛 40 頭、育成牛 10 頭	1.0	1.5	5,300	7,100	
22	肉専用種肥育	—	黒毛和種常時 200 頭	1.0	1.0	5,300	6,500	

注1) 表中の略称 ゴールド=シナノゴールド、スイート=シナノスイート、リップ=シナノリップ、パープル=ナガノパープル、シャイン=シャインマスカット

注2) 長野県農業経営指標(平成 28 年版・平成 29 年版)を参考とした。

○ 生産方式及び経営改善のポイント

区 分	方 針
米	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、良食味や高品質な県オリジナル品種「風さやか」などの生産を拡大</li> <li>・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米の生産の推進</li> <li>・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減を推進</li> </ul>
麦・大豆・そば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能性や加工適性等に優れる県オリジナル品種の生産を拡大</li> <li>・主産地において2年3作の栽培体系などの推進により本作化を進め、競争力を向上</li> <li>・適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上</li> </ul>
りんご	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省力で収益性の高い高密度栽培・新しい化栽培への加速的な転換</li> <li>・シナノリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化</li> <li>・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及</li> <li>・りんごフェザー苗について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築</li> </ul>
ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実需者評価の高い「シャインマスカット」、「ナガノパープル」、「クイーンルージュ」等県オリジナル品種等の生産を拡大</li> <li>・省力化、規模拡大に向けた並行整枝短梢せん定栽培の加速的な導入</li> <li>・高糖度等高い品質の安定化と高位平準化を推進</li> <li>・気象変動に対応する雨除け・かん水施設を普及</li> <li>・需要に応じた長期出荷や輸出拡大を図るために冷蔵施設の導入を推進</li> <li>・ワイン用ぶどう苗木について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築</li> </ul>
なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県オリジナル品種等への転換</li> <li>・樹体ジョイント栽培等省力化が図られる栽培技術の普及</li> <li>・優良園地の集積による生産性の向上</li> </ul>
もも	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高糖度な品種への転換と面積拡大</li> <li>・改植による樹園地の若返りを推進</li> <li>・疎植低樹高仕立て栽培の推進</li> </ul>
レタス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏秋期でのシェア維持・適正出荷と高品質流通のための施設整備を推進</li> <li>・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくりを推進</li> <li>・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進</li> </ul>
はくさい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要に見合った適正生産・適正出荷と高品質流通のための施設整備を推進</li> <li>・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進</li> </ul>
キャベツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲、はくさいの転換品目として導入を推進</li> <li>・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくりを推進</li> <li>・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進</li> </ul>
ブロッコリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標高差を活かしたリレー出荷体系を推進</li> <li>・氷詰めによる高品質な出荷等を拡大</li> <li>・水稲、はくさいの転換品目として導入を推進</li> </ul>
アスパラガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏期管理のアウトソーシング等による適切な管理を推進</li> <li>・施設化による病害対応と多収穫を推進</li> <li>・一年養成苗等の活用による短期成園化を推進</li> </ul>



	・新規栽培者の確保・育成
トマト	・養液・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高反収・省力化・高品質栽培を推進 ・新規栽培者の確保・育成 ・土地利用型法人・集落営農組織等を新たな担い手として、水田を活用したジュース用トマトの契約取引を推進
きゅうり	・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高反収・省力化・高品質栽培を推進 ・夏秋型作型の生産安定による単収の向上 ・新規栽培者の確保・育成
夏秋いちご	・養液栽培の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・優良品種の導入による可販率の向上 ・天敵等 IPM 技術の導入による減農薬、省力化の推進
キク	・開花調節技術や品種の組み合わせによる受容器(8月盆、9月彼岸等)出荷の推進 ・業務用コギク・洋マムの生産拡大 ・量販向けパック花等用途別生産の推進 ・定植機や選花機等の導入による規模拡大の推進
トルコギキョウ	・高い需要が期待できる秋期の生産量の増加(9月下旬～11月) ・用途に応じた品種選定及び栽培技術の確立 ・連作障害に対応する土壌病害対策と土づくりの推進
アルストロメリア	・低温期における二酸化炭素施用による高収量化、高品質化の推進 ・新品種の導入に対応した栽培管理技術の確立 ・夏期出荷の需要に応じた品種選定茎葉管理技術
ぶなしめじ	・きのこ経営体の経営管理力の強化 ・LED 照明等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底
乳用牛	・搾乳ロボットや ICT 等の導入による経営規模の拡大と生産性向上の推進 ・性判別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定の推進 ・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖性や産乳性の向上 ・公共牧場の機能強化による放牧メリットの向上
肉用牛	・ICT を活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上 ・DNA 情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産 ・新基準を導入した新たな生産農場の認定拡大による信州プレミアム牛肉の増産

農業関連事業部門の展開方向

(単位：千円)

No	区分	内容	年間所得	備考
1	観光果樹園経営	観光果樹園(りんご等) 直売施設1棟	2,000 程度	オーナー制度等
2	農産物加工施設	パン、味噌、漬物等 加工施設1棟	2,000 程度	施設共同利用
3	農産物直売経営	農産物、加工品等 直売施設1棟	2,000 程度	施設直売・産直
4	ふれあい牧場経営	乗馬、トレッキング 乗馬コース等	2,000 程度	都市交流
5	観光・体験農園	農作業体験・グリーンツーリズム	2,000 程度	

## 第2の2 新たに農業経営に営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

### 1 生産方式、経営管理の方法及び農業住持の態様等

#### (1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの県内の青年等就農計画の認定実績等を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作物別に整理した主要技術事項に基づいて進める。

#### (2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図る。また、栽培技術の向上等による生産性の向上をはじめ、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進する。

#### (3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの年間総労働時間(2,000時間)の実現を目指す。

また、農業法人等に就業しようとする青年等については、就業時の農業従事日数は、年間150日以上を目指し、法人等就業5年以内にその農業法人等の業務の一定部分を担うこととする。

## 2 農業経営の指標（新規就農）

(単位：人、千円)

No	営農類型	面積	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	ミニトマト+ズッキーニ+水稲	360a	ミニトマト 30a、ズッキーニ 10a、水稲 320a	1.0	1.0	2,500	3,600	水稲は、基幹作業の外部委託を活用し、過剰な施設機械を取得しない
2	アスパラガス+ジュース用トマト+水稲	380a	アスパラガス(半促・長期)40a、ジュース用トマト 40a、水稲 300a	1.0	1.0	2,500	3,400	
3	りんご専作	100a	リップ 30a、スイート 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新しい化
4	ぶどう専作	60a	無核巨峰 20a、ハーツ 10a、シャイン 30a	1.0	1.0	2,500	3,000	
5	りんご+ぶどう	60a	スイート 10a、ふじ 30a、無核巨峰 10a、ハーツ 5a、シャイン 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは新しい化
6	りんご+もも	80a	シナスイート 20a、ふじ 40a、あかつき 10a、川中島白桃 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	りんごは新しい化
7	果樹・野菜複合 (干し柿+アスパラガス)	60a	干し柿 40a、アスパラガス(半促成)20a	1.0	1.0	2,500	3,200	
8	夏秋いちご専作	20a	夏秋いちご(高設) 20a	1.0	1.0	2,600	3,300	
9	トマト+きゅうり	55a	トマト(雨よけ)20a、きゅうり(夏秋)10a	1.0	1.0	2,500	3,500	

10	ブロッコリー＋リーフレタス＋ほうれんそう	190a	ブロッコリー(初夏まき)50a、リーフレタス 70a、ほうれんそう(雨よけ)70a	1.0	1.0	2,500	3,500	ほうれんそうは 20a を 3.5 回転
11	トルコギキョウ＋ストック	35a	トルコギキョウ(普通 20a)、ストック 15a	1.0	1.5	2,500	3,600	
12	繁殖和牛	200a	繁殖和牛 15 頭、ソルガム 100a、牧草 100a	1.0	1.0	2,500	3,600	
13	白ねぎ＋水稲	183a	水稲 100a、白ねぎ 83a	1.0	1.0	2,470	3,670	
14	アルストロメリア＋トルコギキョウ	36a	アルストロメリア 26a、トルコギキョウ 10a	1.0	1.0	2,490	3,670	

注1) 表中の略称 スイート＝シナノスイート、リップ＝シナノリップ、パープル＝ナガノパープル、シャイン＝シャインマスカット  
注2) 本指標は、長野県農業経営指標(平成 28 年版)を参考とした。

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	<p>新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努める。</p> <p>1 施設・機械投資の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保する。</li> <li>・やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減する。</li> <li>・施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図る。</li> <li>・新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努める。</li> <li>・新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受け形式が望ましい。</li> <li>・中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努める。</li> <li>・融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮する。</li> </ul> <p>2 経営管理及び生産技術</p> <p>経営発展の方向性や生産方式は、第1の4の(2)及び第2の3に準ずるが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導する。</p>
-------------------------	---

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりである。なお、目標年次は令和10年とし、集積面積には基幹的農作業(水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標	備 考
55%程度	

#### 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

##### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

箕輪町の平坦部においては、水稲を中心として畜産、果樹、野菜等の複合経営農業が盛んであり、酪農家や認定農業者への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、山間部では水稲と水稲転作のそばを中心に作付されてきているが、経営農地は平坦部と同様に分散傾向にあり、農作業の効率化が図られない状況である。

##### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいき、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想されたため、担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進することとする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

ア 水稲、畜産、野菜、果樹等の複合経営農業が行われている町内の大半を占める農地については、樹園地、牧草地の団地化を図り、認定農業者や大規模経営酪農家などへの利用集積を図る。水稲については既存の作付ゾーンを維持し、農業法人や認定農業者への利用集積を誘導する。

イ 水稲及び水稲転作のそば栽培が行われている中山間地域の農地については、そば以外の作物作付も検討し、作付拡大を目指し地域営農組合などへの利用集積を図っていくこととする。

ウ 農地利用集積を推進するため、集落営農組織の法人化に向けた取組みと、地域農業マスタープラン(人・農地プラン)の策定を推進する。

### (3) 関係団体等との連絡体制

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、箕輪町営農支援センター(箕輪町担い手育成総合支援協議会)を活用し、関係機関・団体相互の連携と役割分担の下、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組みを促進する。

その際、箕輪町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積対象者間の協議・調整や情報の共有化、支援施策の円滑な実施等を図るため、箕輪町営農支援センター(箕輪町担い手育成総合支援協議会)の下に関係機関を構成員とする箕輪町農地利用調整会議を設ける。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

箕輪町は、長野県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の推進方針に定められた方向に即しつつ、箕輪町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

箕輪町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業
- ③ 農地利用改善事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他の農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 利用権設定等促進事業に関する事項

#### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合であつては、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実であるなど特別な事情がある場合を除き、農地移動適性化あつせん譲受等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地にして利用するため利用権の設定を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者はおおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同

組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 箕輪町長への確約書の提出や箕輪町長との協定の締結を行う等により、その者が地域における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算

定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 箕輪町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」(平成24年5月31日付24経営第564号)別紙10第1の3に基づき、様式第7号に定める様式により開発事業計画を提出させる。
- ② 箕輪町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可しうるものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合は、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 箕輪町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 箕輪町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要望及び申出

- ① 箕輪町農業委員会は、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、箕輪町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 箕輪町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設



定等促進事業の実施が必要であると認められるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 箕輪町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 箕輪町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 箕輪町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には③、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行なおうとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、箕輪町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 箕輪町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者「(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る」について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用集積等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の4に該当する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について箕輪町長に報告しなければならない旨
  - ウ その者が賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

箕輪町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとする。

ただし、数人の共有に係る土地についての利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

箕輪町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農地集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を箕輪町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

箕輪町が(9)の規定により公告したときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

箕輪町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(13) 農業委員会への報告

箕輪町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを箕輪町農業委員会

に提出するものとする。

(14)農用地利用集積計画の取消し等

- ① 箕輪町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の4に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
  - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
  - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
  - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 箕輪町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、箕輪町農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
  - ア (9)の規定による広告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の4に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。
  - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 箕輪町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を箕輪町の広報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 箕輪町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものとみなす。
- ⑤ 箕輪町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適性かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業の活用を図るものとする。箕輪町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は(公財)長野県農業開発公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

箕輪町は県下一円を区域として農地中間管理事業を行う(公財)長野県農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

## 3 農地利用集積円滑化事業に関する事項

農地利用集積円滑化事業については、法の改正により、農地中間管理事業との統合が進められることとなった。については、箕輪町と農地中間管理機構は円滑な統合に向け調整を進めるとともに、箕輪町は統合までの間、本事業の適切な運用を図るものとする。

## 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

箕輪町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通達別記様式第6号の認定申請書を箕輪町に提出して、農用地利用規程について箕輪町の認定を受けることができる。

② 箕輪町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

③ 箕輪町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を箕輪町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下

「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 箕輪町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①を認定する。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地

利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、助言

① 箕輪町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 箕輪町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、箕輪町農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公財)長野県農業開発公社)、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、箕輪町営農支援センター(箕輪町担い手育成総合支援協議会)との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援協力が行われるよう努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

箕輪町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業委託あっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託作業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 箕輪町農業委員会、農業協同組合等関係機関及び委託農家の代表等関係者が協議して、農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準が設定されるよう配慮する。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の促進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。



## 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

箕輪町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

箕輪町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

#### ア 農業経営改善への支援・指導

自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成やその達成のために行う生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等を促進するため、経営指導や法人の設立・運営指導を担当する者の養成に努めるとともに、農業改良普及事業や営農指導事業を通じた技術・経営指導活動等を重点的に推進する。

なお、農業経営改善計画の有効期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、現行計画の実践結果の点検・検証と新たな計画作成への支援を重点的に行う。

また、農業者の意向を基本として熟度の高い個別経営体と組織経営体の法人化を促進するため、農業法人育成支援体制の整備・強化を図る。

#### イ 優良農用地の確保対策

非農業的土地需要にも適切に対応しつつ、集団的な優良農用地を将来にわたって安定的に確保するため、農業振興地域整備計画の適切な管理と農地法の適正な運用等に努め、秩序ある計画的な土地利用を推進する。

#### ウ 関連事業の推進

農業経営構造対策事業等の交付金事業、融資制度等の効果的な活用を通じて、効率的経営体の生産基盤の整備を促進するとともに、経営安定対策、流通の合理化、農産加工の振興及び生活環境の整備等を総合的に推進する。

特に、規模拡大と専作化に対応した雇用労働力の安定的確保を図るため、兼業農家等の余剰労働力の活用、作目間の調整、広域的な調整及び関連産業等との連携等の取り組みを促進する。

## (2) 推進体制等

(ア) 箕輪町は、箕輪町農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### (イ) 農業委員会等の協力

箕輪町農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、箕輪町営農支援センター(箕輪町担い手育成総合支援協議会)のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、箕輪町は、このような協力の推進に配慮する。

## 8 新たな農業経営を営もうとする青年等の就農促進に向けた取組み

### (1) 就農意欲の醸成に向けた取組

就農段階にある児童及び生徒を対象に、農業に対する興味や理解を深め、職業として農業を選択するよう学校教育と連携をとり、農業体験及農業実習等の事業を行い就農意欲の高揚を図る。

農家の後継者等を対象に、就農の可能性が在る者を就農候補者として位置付け、その状況を具体的に把握するとともに、就農相談活動を積極的に実施するほか、後継者の就農意欲が高まるよう生産基盤及び生活環境の整備を推進する。

また、当町農業の魅力を積極的に伝えていくため、若者に向けてメディアを経由したPR活動やホームページなどを活用した情報発信する。

### (2) 就農希望者に対する情報提供

就農希望者を対象とした就農相談会の開催、希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や栽培技術や経営手法等の農業経営に関する情報提供を行う。また農業分野外の情報についても収集して提供することで、地域での円滑な就農を推進する。

### (3) 技術習得のための支援

県機関、箕輪町営農支援センター(箕輪町担い手育成総合支援協議会)及び協力団体との連携協力により、農業経営に必要な栽培技術や経営手法等を実践により習得できる内容を提供する。

### (4) 定着に向けた取組

いずれ認定新規就農者として、「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置付けられるようにするため、補助金、交付金及び制度資金等の積極的な活用、巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の実施等関わりを持つ中で、当町への定着と就農、さらに安定的な経営体への成長を目指せるように県機関、箕輪町営農支援センター会員及び協力団体と連携協力して取り組む。

(5) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

ア 青年等就農計画制度の普及と認定

新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置できる青年等就農計画制度の普及と各個の認定を行う。

イ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者へは、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、県機関、箕輪町営農支援センター会員及び協力団体と連携協力し、必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど重点的に支援を行う。

さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成6年9月14日から施行する。
2. この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。
3. この基本構想は、平成22年5月31日から施行する。
4. この基本構想は、平成26年9月22日から施行する。
5. この基本構想は、令和2年6月10日から施行する。

別紙1(第4の1—(1)—⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定する地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む)として利用するため利用権の設定等を受ける場合……………法18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合  
……………その土地を効率的に利用できると認められること。

(2) 農業協同組合法第72号の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項2号に掲げる事業を行う者に限る。)(それぞれ対象土地を農用を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る)

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
……………その土地を効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
……………その土地を効率的に利用できると認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合  
……………その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2(4—1—(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間又は残存期間	②借賃の算定基準	③賃金の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は6年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な農地について利用権の設定を行う場合は、開発してその効果を適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが適当でない認められる場合には6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法52条の規定により農業委員会が提供する地域の実情を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草牧草地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産価格等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実力を発揮するまでの期間等を勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の支払い等の定めは、農業委員会が定める。 農地法第21条1項ただし書きの承認基準に適合するものでなければならないものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払は、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期間までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき箕輪町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間又は残存期間	②借賃の算定基準	③賃金の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用の近傍の農業用施設用地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>		

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	① 益の決済方法	④有益費の償還
I の①に同じ	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当っては、農業資材、農業機械施設は、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適切な労賃、報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>I の③に同じ。この場合において I の③中「借賃」とするのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。</p>	I の④に同じ

#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊の事情の下で行われる取引を除く。)の価格に批准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱については、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>



## 箕輪町における年間農業所得の算出方法について

### (1) 地域における他産業従事者1人当たりの生涯所得

「令和元年度の見直しにおける長野県基本方針の効率的経営体の目標について」を参考にし、所得目標を設定。

長野県のお他産業従事者の平均的な生涯所得は約2億円であり、これを主たる農業従事者1人当たりの年間所得に換算すると、530万円となる。

(単位：千円)

項 目	見直し後(R1年)	見直し前(H26年)	増 減
主たる農業従事者として所得を得る 正味期間 = A	37.5年間(農業従事期間は45年間) 20才から30才までを0.5 30才から60才までを1.0 60才から65才までを0.5として換算		
他産業従事者の平均生涯収入 = B	197,335	195,644	1,691
主たる農業従事者1人当たり 目標年間所得 = B÷A	=5,262 ≒5,300	=5,217 ≒5,000	300

注1) 他産業従事者の平均生涯所得及び平均退職金は、全産業の平均額(退職金制度のない企業の割合を考慮)

注2) 年金受給額は、加入期間40年間、受給開始65歳、受給15年間を前提として、現行制度で受給可能な額を算定

### (2) 経営体当たりの年間農業所得目標

個別経営体は経営主である主たる農業従事者1人と家族従事者(補助的従事者)1人により経営されているものとし、年間農業所得は、農業従事者1人当たりの年間所得に補助的従事者の年間農業報酬を加算したものとする。

補助的従事者の年間農業報酬

=年間労働日数150日(1日8時間労働として1,200時間)×時給1,000円=120万円

#### ※ 箕輪町の個別経営体当たりの年間農業所得目標

先進経営レベル：770万円(650+120)

標準経営レベル：650万円(530+120)

中山間レベル：420万円(300+120)

### (3) 年間労働時間

項 目	見直し後(R1)	見直し前(H26)	増 減
他産業従事者の平均労働時間	2,164	2,179	△15
うち平均所定内労働時間	1,992	2,016	△24
うち平均超過勤務時間	164	168	△4
主たる農業従事者1人当たり 年間労働時間	2,000	1,900~2,100	0

注)労働時間目標は、他産業従事者の超過勤務時間を除く平均所定労働時間の2,000時間を中間値として設定。